

## 騒音計を使用する指定工場を対象とした 移動検定のご案内

日本品質保証機構九州試験所から騒音計の移動検定実施についての案内がありましたのでお知らせいたします。

騒音計は、5年毎の検定が義務づけられており、検定を実施しないまま有効期日を過ぎると完成検査を行うことができなくなります。（音量計やサイドスリップ等の自動車検査機器については、1年毎に日本自動車工具協会の校正を実施してください。）

つきましては、該当する騒音計をお持ちの指定工場の方は、以下の日程をご確認の上、検定会場への持ち込みをお願いします。

なお、今年度の移動検定日より前に検定満了日を迎える場合\*は、試験所（福岡県久留米市）への持ち込み検定となりますことから、九州試験所へご相談いただきますようお願いいたします。

【日 程】 令和7年8月5日（火）

【会 場】 （一社）大分県自動車整備振興会 教育センター

〒870-0907 大分市大州浜1-3-30

【連絡先】 日本品質保証機構 九州試験所

TEL：0942-48-7763

FAX：0942-48-7760

※移動検定は、例年8月の開催となることから、翌年7月までの間に検定満了日を迎える騒音計をお持ちの場合は、年度を繰り上げて移動検定を受けてください。